

【子ども・子育て支援事業計画】
確保の内容について（教育・保育 質の担保）

第4回子ども子育て審議会
令和元年11月26日
資料2-2

| No. | 担当課 | 【現行計画(H27～R1)】 質の担保に係る施策・事業内容 | → | 【次期計画(R2～R6)】 質の担保に係る施策・事業内容 |
|-----|--------|---|---|---|
| ① | 子育て支援課 | 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。 * 保護者への就園奨励費の継続 * 私立幼稚園への助成の継続 | → | 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。 * 保護者への負担軽減事業費補助の継続 * 私立幼稚園への助成の継続 |
| ② | 子育て支援課 | 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。 * 一時預かり・預かり保育を拡充するための補助金等支援の検討 | → | 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。 * 一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続 |
| ③ | 保育課 | 待機児童を解消するため、保育所や地域型保育事業の整備を進めるとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図るとともに、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。 * 認証保育所の事業者及び保護者への支援継続の検討 | → | 待機児童を解消するため、保育所等の整備を行うとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。 * 認証保育所の事業者及び保護者への支援継続 |
| ④ | 保育課 | 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図り、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の開催等を検討します。 * 保育・地域支援の質の確保と向上 * 連携施設の確保 | → | 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。 * 保育・地域支援の質の確保と向上 * 連携施設の確保 |
| ⑤ | 保育課 | 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、その保育所に雇用される保育士・保育従事者への研修を実施し、保育の質の確保を図ります。 | → | 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、指導検査を実施します。また、地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。 |
| ⑥ | 子育て支援課 | 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実による認定こども園の整備に向けた基盤づくりを進め、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園の普及を図ります。 | → | 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、幼稚園の意向を踏まえた上で、認定こども園化に向けた支援を行います。 |